

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社 RYODEN と称する。英文では RYODEN CORPORATION とする。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造、売買及び輸出入業

イ. 電気機械機具、電子機器及び通信機器

ロ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用及び民生用機械機具、その他一般機械機具

ハ. 計測器、医療器械機具、その他精密機械機具

ニ. 金属・金属製品、繊維製品、木材・木製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品、土石・窯業製品

ホ. 日用品雑貨、油脂、燃料、農水産物、飲食料品

(2) 前号物品の開発、加工、修理、賃貸借、請負業及び運送業

(3) 建設業

(4) 不動産の売買、賃貸借及び管理業

(5) 前各号の代理業、仲立業及び問屋業

(6) 労働者派遣業

(7) 発電及び電力の供給事業

(8) 古物売買業

(9) 電気通信事業

(10) 前各号に関連する事業

(本 店)

第3条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、56,550,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月、臨時株主総会は必要ある場合に随時、これを招集する。

(基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、株主総会において議決権を有する他の出席株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議

議権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。

- ②当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長に欠員又は差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任限定)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(執行役員)

第 26 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

- ②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させる。
- ③取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を選定することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役の責任限定)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

②当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当金はその支払確定の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条 第 1 条（商号）の変更は、2023 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。

(令和 4 年 6 月 23 日改定)

制定 昭和 22 年 4 月 22 日

(沿革)

年 月 日	摘要	年 月 日	摘要	年 月 日	摘要
昭和 22 年 4 月 22 日	制定	昭和 40 年 5 月 28 日	〃	平成 21 年 6 月 26 日	変更
昭和 22 年 11 月 10 日	変更	昭和 48 年 5 月 30 日	〃	平成 22 年 6 月 29 日	〃
昭和 23 年 5 月 5 日	〃	昭和 50 年 5 月 28 日	〃	平成 25 年 6 月 27 日	〃
昭和 23 年 6 月 10 日	〃	昭和 51 年 6 月 30 日	〃	平成 26 年 6 月 27 日	〃
昭和 24 年 5 月 27 日	〃	昭和 52 年 6 月 30 日	〃	平成 28 年 6 月 29 日	〃
昭和 24 年 11 月 29 日	〃	昭和 57 年 6 月 30 日	〃	平成 29 年 6 月 29 日	〃
昭和 25 年 5 月 29 日	〃	昭和 62 年 6 月 26 日	〃	平成 29 年 10 月 1 日	〃
昭和 25 年 11 月 29 日	〃	平成元年 6 月 29 日	〃	平成 30 年 6 月 28 日	〃
昭和 27 年 11 月 17 日	〃	平成 3 年 6 月 27 日	〃	令和 4 年 6 月 23 日	〃
昭和 29 年 5 月 27 日	〃	平成 4 年 6 月 26 日	〃		
昭和 31 年 5 月 29 日	〃	平成 6 年 6 月 29 日	〃		
昭和 32 年 5 月 29 日	〃	平成 10 年 6 月 26 日	〃		
昭和 33 年 5 月 28 日	〃	平成 11 年 6 月 29 日	〃		
昭和 35 年 5 月 26 日	〃	平成 12 年 6 月 29 日	〃		
昭和 36 年 5 月 30 日	〃	平成 14 年 6 月 27 日	〃		
昭和 37 年 5 月 29 日	〃	平成 15 年 6 月 27 日	〃		
昭和 38 年 5 月 29 日	〃	平成 16 年 6 月 29 日	〃		
昭和 39 年 5 月 28 日	〃	平成 18 年 6 月 29 日	〃		